

令和4年度 固定資産税（償却資産）

申告の手引き

税務行政につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在、所有している償却資産について1月末日までに申告していただくことになります。（地方税法第383条）

つきましては、この「申告の手引き」を参照の上、新富町役場税務課固定資産係にご提出ください。

なお、直近の『減価償却額（費）計算書』又は『固定資産台帳』、法人の方は『減価償却資産の償却額の計算に関する明細書』（別表16（1）、16（2）、16（7）等で資産の内訳（資産名称、取得年月、取得価額、耐用年数、数量）が分かるもの）で、新富町に所在する資産が記載されているものの写しの提出にご協力をお願いします。

提出前に次の確認をお願いします。

チェック（申告書について）

- 申告書に連絡先は記入していますか？
- 申告書に資産所在地は記入していますか？
- 個人番号又は法人番号は記入していますか？

提出期限

令和4年1月31日（月）

新 富 町

～ 目 次 ～

1	償却資産とは	1
2	申告していただく方	2
3	申告の対象とならない方	2
4	資産の種類と主な償却資産	3
5	提出いただく書類	4
6	業種ごとの主な償却資産	5～6
7	申告の対象となる資産	7～8
8	非課税となる資産	9
9	国税との主な違い	10
10	減価残存率表	11
11	申告書の提出期限・提出先	12
12	申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合	12
13	調査協力をお願い	12
14	申告誤りが多い事例	13～16
15	償却資産と家屋の区分	17～20
	償却資産申告書 記入例	21～22
	種類別明細書 記入例	23～24

1 償却資産とは

償却資産とは、法人や、個人で事業を営んでいる方（例：工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートなどを貸付している、農業を営んでいる方等）が、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具及び備品などの有形固定資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税の対象となります。また、直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅・宿舎・社員研修施設等）の器具備品、構築物等も償却資産の課税対象となります。

償却資産の申告は、所得税法又は法人税法の申告で、減価償却額又は減価償却費が所得の計算上、損金又は必要な経費に計上されるもの（取得価額が少額な資産以外）が対象となります。

ただし、家庭用の資産や販売用に陳列保管している商品などは含みません。更に鉱業権・漁業権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車、または軽自動車税の課税対象となっている軽自動車等は、固定資産税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合も含まれます。

(地方税法第341条第4号)

2 申告していただく方

令和4年1月1日現在、新富町内で個人や法人で事業を営んでいる方（事業の用に供する償却資産を所有している方）です。（地方税法第383条）

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ③ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ④ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- ⑤ 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- ⑥ 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持ち分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。
- ⑦ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

また、申告書が送られてきた方で償却資産を所有していない方は「資産該当なし」とし、廃業・転出により新富町内の償却資産がなくなった方も、備考欄に必要事項を記入のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

3 申告の対象とならない資産

次の資産は、課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる軽自動車など（軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）
- ② 生物（ただし観賞用、興行用及びこれらに準ずることに用いるものは申告の対象になります。）
- ③ 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等）
- ④ 繰延資産（開業費、開発費等）や棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリースもの ※平成20年4月1日以降に契約を締結したもの
- ⑥ 耐用年数が1年未満の資産（即時償却を除く。）
- ⑦ 個人の方が取得した10万円未満の資産（1つの資産につき）

4 資産の種類と主な償却資産

資産の種類		課税対象となる資産
1 構築物	構築物	舗装路面、テント倉庫、ビニールハウス、看板、屋外広告塔、擁壁、フェンス、ブロック塀、門、屋外配管、緑化施設、独立煙突、庭園、屋外排水溝、外灯、カーポート、自転車置場、外構工事、ゴルフ練習場設備、その他土地に定着する土木設備等、仮設建物 等
	建物 附属 設備	受変電設備・自家発電設備、蓄電池電源設備、簡易間仕切り、屋外給排水設備、ネオンサイン、看板、LAN 設備（サーバー、ルーター、配線等）、屋外電灯配線、屋外給排水・ガス引込み設備、日除け設備、貯水槽、生産事業（製造・加工・修理等）の工程上必要な設備、建物から独立した設備（スポットライト等）、屋外消火栓設備、賃借人（テナント入居者）が施工した内装（テナントを所有者とみなす） 等
2 機械及び装置		機械式駐車設備、クリーニング設備、食料品・繊維製品・木材製品等製造設備、鉄鋼金属・窯業・鋁業・印刷等製造機械、太陽光発電設備、建設機械（ブルドーザー・パワーショベルその他の自走式作業機械） 等
3 船 舶		漁船、遊漁船、客船、貨物船、工作船、遊覧船、ボート、はしけ 等
4 航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車両及び運搬具		フォークリフトなどの構内運搬車輛（分類番号が「0, 00～09 及び 000～099」、「9, 90～99 及び 900～999」の車両）、台車等 ※農業作業用トレーラーにつきましては、小型特殊自動車に該当する場合がありますのでご注意ください。 ※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
6 工具、器具及び備品		応接セット等の家具、陳列ケース、電気冷蔵庫、室内装飾品、厨房用品、じゅうたん、カーテン、テレビ、ルームエアコン、カラオケなどの音響機器、パソコン、プリンター、ファックス、その他事務機器、レジスター、ショーケース、金庫、通信機器、光学機器、防犯カメラ機器、消火器、医療機器、切削工具類、測定工具、検査工具、金型、理容及び美容機器、衝立、自動販売機、ゲーム機器 等

5 提出いただく書類

(1) 償却資産申告書（提出用）

申告書が送付されたすべての方の提出が必要となりますので、（自社電算により独自の用紙を使用される方も含みます。）

(2) 「種類別明細書」

増加資産のある場合や全資産申告をされる方、初めて申告をされる方は、23ページの記入例を参考に作成し必ず提出してください。

※1 申告内容の確認のため、減価償却明細書（固定資産台帳）又は個人の方は青色申告決算書若しくは収支内訳書、法人の方は法人税申告書別表十六（一）・（二）・（七）の写しの提出にご協力をお願いします。

※2 郵送で申告をされる方で「償却資産申告書」の控用に受付印が必要な方は、控用も一緒にお送りください。その際、返信用封筒に切手を貼って同封くださるようお願いいたします。

区分	提出書類		申告書	種類別明細書		記入上の留意事項
				増加・ 全資材用	減少・ 資材用	
はじめて 申告を される方	償却資産を所有している方		○	○ (全資産)		全資産を記入してください
	償却資産を所有していない方		○			備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
前年度以前 に申告をさ れている方	ア	増加した資産がある方	○	○ (増加)		
	イ	減少した資産がある方	○		○	減少資産の資産番号を記入してください。
	上記アとイがある方		○	○ (増加)	○	減少資産は資産番号を記入してください。
	資産の増減がない方		○			備考欄に「増減なし」と記入してください。
	該当資産がない方		○			備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
	廃業・解散・転出		○		○ (資産がある場合)	備考欄に、日付とその事由を記入してください。
電算処理申告の方			○	○ (全資産)	○	

6 業種ごとの主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと、次の表に掲げるとおりです。これは例示であり、この例示以外にも償却資産は多種ありますので、全ての償却資産の申告をお願いします。

業種	主な償却資産の内容
共通	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、事務机、椅子、テレビ、LAN 設備 太陽光発電設備等
農業	ビニールハウス、堆肥舎、畜舎、乗用装置のない耕運機、乗用装置のない田植機、ネット、果樹棚、精米機、農業用ドローン、農耕用作業車で最高速度時速 35 km以上のもの、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具（取り外して利用できる携帯型カーナビ、モア、ローリー、ハロー、パワーデスク等） ※乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植え機などの農業用自動車は、軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産の対象外です。またトラクターアタッチメントはトラクターの付属品となりますので対象外です。
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵ストッカー、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品、衣装、ネオンサイン、じゅうたん、電話設備、洗濯機、自動食器洗浄機、製氷器、製麺機等
理容業・美容業	パーマ器、ドライヤー、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、応接セット、洗濯機等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備、レジスター等
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機、レジスター等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、歯科診療ユニット、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす、薬品戸棚等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線、舗装路面、発券機、ブロック塀、コンクリート塀、フェンス等

工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー・喫茶・軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製氷器、楽器、ミラーボール、放送設備、じゅうたん、電話設備、洗濯機等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業、ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー、洗濯機等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備、厨房設備、レジスター、製氷器、電子レンジ、ガスレンジ等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機、電子秤等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
不動産貸付業	門扉、塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、屋外給排水設備、屋外電気設備、受変電設備、中央監視制御装置等 ※税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含まれない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象となります。

※ 各資産の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表をご参照ください。

7 申告の対象となる資産

令和4年1月1日現在において、事業の用に供することができる下記の資産です。

- (1) 土地及び家屋以外の有形資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産です。(10万円未満の資産でも、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は申告の対象となります。)したがって、次のような資産も事業に用いることができる状態であれば申告の対象になります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産（稼働している資産）
- ② 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ③ 償却済み資産（減価償却を終わり、残存価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ④ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑤ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）

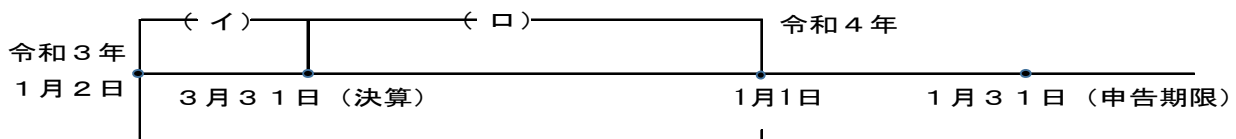
※原則として、耐用年数が1年以上かつ1個または1組の取得価額（付帯費用を含む。）が10万円以上の事業用資産です。

- (2) 賃借人が家屋に取り付けた附帯設備

賃借家屋に内装、外装、建築設備などを取り付けた場合には償却資産申告の対象となります。

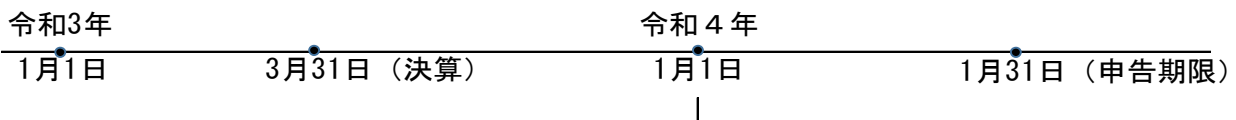
- (3) 法人の決算期以降の資産の申告について

(例1) 3月決算で、令和3年度に申告をされている法人の場合



令和4年度の申告の対象となる期間（イ）+（ロ）

上記の期間が申告の対象となり、決算期以降令和3年1月1日までの間（ロ）に増加した資産・減少した資産についても申告していただくこととなりますのでご注意ください。



令和4年度の申告の対象となる期間

令和4年1月1日現在、所有しているすべての資産（令和3年1月1日以前に取得した資産も含まれます。）を申告していただくこととなります。

(5) 少額の減価償却資産の取扱い

少額資産とは、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したものをいいます。

○ = 申告対象 × = 申告対象外

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	×
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	×
		減価償却	○
	20万円以上	減価償却	○
法人の場合	10万円未満	損金算入	×
		3年間一括償却	×
		減価償却	○
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	×
		減価償却	○
	20万円以上	減価償却	○

※ 租税特別措置法第 28 条の 2 または第 67 条の 5 の規定により、中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産の合計額 300 万円までを損金算入した場合でも、固定資産税は申告の対象となります。

8 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、「非課税適用届出書」を提出してください。

なお、「非課税適用届出書」の用紙は、新富町ホームページよりダウンロードいただくか、新富町税務課固定資産係にご請求ください。

【非課税の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

非課税対象資産	根拠規定		添付資料
	条	項号	
・ 宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地	法 第 三 四 八 条	第2項 第3号	定款、法人登記簿謄本等
・ 直接保育又は教育の用に供する固定資産 ・ 図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産		第2項 第9号	定款、認可証の写し等
・ 保護施設の用に供する固定資産		第2項 第10号	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書の写し等
・ 小規模保育事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の2	(施設例) 救護施設
・ 児童福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の3	授産施設 小規模保育
・ 認定こども園の用に供する固定資産		第2項 第10号の4	保育園 児童養護施設
・ 老人福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の5	児童発達支援センター 認定子ども園
・ 障害者支援施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の6	養護老人ホーム 福祉ホーム
・ 社会福祉事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の7※	身体障害者福祉センター 老人デイサービス
・ 更生保護事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の8	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
・ 包括的支援事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の9	放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業
・ 事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産		第2項 第10号の10	事業所内保育事業等

適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、所有資産の全てが非課税となるわけではありません。（注）「法」…地方税法

※社会福祉事業の実施主体が一般財団法人やNPO法人等の場合は、非課税に該当する団体であることについて宮崎県等から証明を取得する必要がある場合があります。

9 国税との主な違い

項 目	<u>固定資産税</u> (償却資産) の取扱い	国税 (減価償却) の取扱い
償却資産の期間	<u>暦年 (賦課期日制度)</u>	事業年度
減価 (償却) の方法	<u>一般の資産は旧定率法</u>	一般の資産は定率法・旧定率法又は定額法・旧定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	<u>半年償却 (1/2)</u>	月割償却
圧縮記帳の制度	<u>認められません</u>	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	<u>認められません</u>	認められます
増加償却 (注) (所得税・法人税)	<u>認められます</u>	認められます
評価額の最低限度	<u>取得価額の 100 分の 5</u>	1 円 (備忘価額)
改 良 費	<u>区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する。)</u>	原則として区分評価
中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (租税特別措置法)	<u>認められません</u>	認められます
リース資産 (所有権移転外ファイナンスリース取引)	<u>所有者 (賃貸人) に課税</u>	平成 20 年 4 月以後の契約は、賃借人の資産として減価償却処理

10 減価残存率表

『固定資産評価基準』*別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 ① 取得のもの	前年前 ② 取得のもの		前年中 ① 取得のもの	前年前 ② 取得のもの		前年中 ① 取得のもの	前年前 ② 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

1 1 申告書の提出期限・提出先

(1) 提出期限

令和4年1月31日(月)

提出間近になりますと窓口が混雑しますので、早期提出にご協力ください。

(2) 提出先及び問い合わせ先

新富町役場 税務課 固定資産係

〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

(TEL) 0983-33-6075

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日除く。）

(3) eLTAX（電子申告）

固定資産税（償却資産）の申告手続きが、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用して、自宅や会社のパソコンから行えます。

1 2 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

(1) 正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び新富町条例第72条も規定により過料が科されることがあります。

なお不申告の方には、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります。（地方税法第354条の2）

(2) 再三にわたる申告依頼に応じていただけない場合には、(1)で把握した償却資産の内容を基に賦課決定することがあります。

(3) 虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

1 3 調査協力をお願い

皆様から提出いただいた償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、電話又は文書でのお問い合わせ、資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いします。

また、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合課税は資産の取得年次に応じて地方税法第17条の5第5項の規定により、遡及（最長5年度分）することがありますので、あらかじめご承知おきください。

1 4 申告誤りが多い事例

申告誤りが多い事例は、次のようなものがあります。

例年1月に償却資産の申告をしていただいておりますが、その際には過去1年の資産の異動だけではなく、過去に購入した資産や廃棄資産についても確認をお願いします。

① 太陽光発電の申告漏れ

太陽光発電の種類（「住宅用」「事業用」）に関係なく、また損金算入の有無にかかわらず、事業で使用していれば申告が必要です。グリーン投資減税で100%即時償却した場合等も、申告が必要です。

設置者	余剰買取 (発電された電力を自家用・事業小費用に充て、残った電力を電力会社に売却)	全量買取 (発電された電気の全量を電力会社に売却)
個人 (住宅用)	【課税対象外】 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しない。	【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、国税の損金算入の有無にかかわらず、事業用資産に該当する。
個人 (事業消費用)	【課税対象】 店舗やアパート、農業などの事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電されているか否かにかかわらず、事業用資産に該当する。	
法人	【課税対象】 売電されているかいないかにかかわらず、事業用資産に該当する。	

なお、この太陽光発電については、特例に該当しかつ特例申請をすれば税額が軽減されます。特例申請にあたっては、特例申請書と下記の書類を添付してください。

取得時期	特例の対象となる資産	添付書類
平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで に取得	新エネルギー等支援対策費補助金交付決定を受けて取得した事業用太陽光発電	・ 新エネルギー等支援対策費補助金交付決定通知書
平成24年5月29日から 平成28年3月31日まで に取得	固定買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備。ただし、住宅等太陽光発電(低圧かつ10kw未満)を除く。	・ 再生可能エネルギー発電設備認定通知書 ・ 太陽光発電からの電力販売に関する申込書 ・ 九州電力との電力受給契約のご案内 ・ 取得価格の分かる書類
令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで に取得	再生可能エネルギー事業者支援事業費交付決定を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備※	・ 再生可能エネルギー事業者支援対策費補助金交付決定通知書の写し

※固定買取制度の認定を受けて取得された太陽光発電設備を除きます。

[留意点]

- ・ 太陽光発電設備設置の伴う、「フェンス工事」も償却資産の申告対象です。ただし、フェンス工事部分は、税額の軽減対象ではありません。
- ・ 屋根瓦材が太陽光発電設備の場合。この太陽光設備は「家屋」での課税対象ですので、償却資産の申告対象ではありません。

② 建物の所有者が行った建物

既存の自己所有家屋の老朽化や用途変更、改装等に伴い建設設備が更新されたり新たに付設された場合、この家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める建設設備は「家屋の対象」になりますので、償却資産の対象ではありません。

ただし、特定の生産活動を行うために必要な設備は、償却資産の対象です。

③ 建物所有者以外の方で（テナント）が行った建設設備工事等

家屋の附帯設備で、建物の所有者以外の方（以下「テナント」という。）が事業を行うために取り付けたものは、償却資産の申告が必要です。

本来は、家屋と一体となった建設設備は、「家屋の一部」に該当し民法の規定により家屋の所有者が所有権を取得することになりますが、当該家屋の所有者にとっては自らが取り付けたものではなく、その使用収益はテナントに帰属すると考えられるため、当該取り付けた資産についてはテナントを所有者とみなし、附帯設備のうち家屋に属する部分は償却資産とみなして、テナントに課税することになります。

④ 小型特殊自動車・・・軽自動車税対象（トラクター・コンバインなど）

小型特殊自動車は、軽自動車税の対象ですので、償却資産の申告はいりません。

トラクター、コンバインや乗用型の田植機は小型特殊自動車になるので、償却資産申告の対象ではありません。しかし、軽自動車税の登録は別に必要です。




他にも、乗用車両タイプの野菜移植機・防除機・管理機は、小型特殊自動車に該当することの方が多いです。小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分は、構造・大きさ・最高速度で区分されています。詳しくは、次のとおりです。

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産
		長さ	幅	高さ		
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車体が屈折して走行する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	非該当
	自動車大きさが右欄に該当するものうち 最高速度15km/時を超えるもの				大型特殊自動車	該当
	上記以外のもの					
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業車	—	—	—	小型特殊自動車	非該当
	最高速度 35km/時以上の				大型特殊自動車	該当
ポール・トレラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊自動車	該当

⑤ カーナビやトラクターのアタッチメント（ローリー、モア、ハロー、パワーデスク等）

本体が自動車税や軽自動車税の対象である車やトラクターの付属品は、償却資産の申告は不要です（例：カーナビや、トラクターアタッチメント）。ただし、取り外して利用できる携帯型カーナビは、償却資産の申告が必要です。

近年農機具の多様化から、資産の名称からだけでは償却資産に該当するか分からないものが増えてきています。

(例)管理機			
形状・種類	トラクターアタッチメント	歩行型	乗用型 (小型特殊自動車)
軽自動車税	× 対象外	× 対象外	○ 対象
償却資産 (固定資産税)	× 対象外	○ 対象	× 対象外

⑥ 賃貸業（不動産業）関係の申告もれ

自らが事業を行わなくても、償却資産を他のものに貸し付けている場合、その償却資産は課税対象です。また、「農業と不動産」「小売業と不動産業」など、複数の事業を行っている場合、不動産業分の申告もれがある場合がありますので、不動産業分についても申告をお願いします。

⑦ 福利厚生施設の器具備品・構築物の申告もれ

事業用資産には、自己の営む事業のために使用するものに限らず、企業の所有する社宅・寮その他福利厚生施設などの器具備品・構築物なども含まれますので、償却資産の申告が必要です。

⑧ 店舗・アパート等の外構部分の申告もれ

固定資産税上では構築物に該当する「駐車場舗装、門扉、フェンス、塀、排水溝等」を、税務会計上では建物の取得価額に含めて処理をしている場合、償却資産申告の際は建物本体とは区別して申告が必要です。

⑨ 補助金をもらって事業用資産を購入・・・取得額の誤り

固定資産税は、固定資産の価額、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税するものです。固定資産税のうち、償却資産は「取得した価額と耐用年数」で課税標準額を算出します。

よって、適切な時価を算出の基となる「取得した価額」は、手出しの額ではなく購入額になります。

全額補助金をもらって取得した事業用資産も購入額での申告が必要です。

⑩ 少額資産の申告もれ

国税と固定資産税（償却資産）では、少額資産の取扱いが異なります。

中小企業者等の少額資産（租税措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか）については、国税での特例で、償却資産（固定資産税）には適用はありません。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の対象となります。

⑪ 簿外資産・償却済資産の申告もれ

固定資産台帳や国税の減価償却明細に記載していない資産でも、事業で使用していれば申告が必要です。

⑫ 共有所有の償却資産

共有物にていての償却資産は、単独所有の物とは別に、共有者との連名で申告をお願いします。その際には、共有者のうち代表者を決めてください。

⑬ 新富町外に資産を所有

償却資産（固定資産税）は、その償却資産がある市町村に申告しなければなりません。例えば、本支店がある会社で本社が新富町内にあっても、すべての償却資産を新富町に申告せず、償却資産がある市町村ごとに申告をしてください。

15 償却資産と家屋の区分

(1) 建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備、空気調和設備、消火設備、避雷設備、塵芥処理設備などで本来家屋と一体となって家屋の効用を高めるための設備をいい、税務会計上では、おおむね「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」別表第1の「建物附属設備」に該当するものです。

(2) 建築設備の償却資産と家屋の区分

建築設備は、経理上の勘定科目にかかわらず、固定資産税の取扱い上、次の区分により償却資産と家屋に分離して取扱われます。

償却資産の申告対象とするもの

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、独立した機器としての性格の強いもの、特定の生産業務の用に供されるものは、償却資産として取扱われます。

次のような設備は、すべて償却資産として取扱われます。

- (例) ① 工場等における機械の動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備、空調設備など
- ② 工場などの天井クレーン設備
- ③ 冷凍・冷蔵倉庫、製氷業の冷凍・冷蔵設備
- ④ 公衆浴場、プール等のろ過機
- ⑤ 映画館、演劇場、興行場のスクリーン設備、局所照明設備、音声発生装置
- ⑥ 証券会社に設けられる株式価格表示設備
- ⑦ 事業用駐車場の駐車機械設備

家屋の評価に含めるもの

家屋に取り付けられた建築設備で、通常家屋と一体となって家屋の効用を高めるものは、家屋として取扱われます。

よって、次頁の区分表で「家屋評価に含めるもの」に区分している設備であっても、家屋と構造上一体となっていないものについては、償却資産の対象となります。

建築設備については償却資産と家屋の区別が困難な場合が多いので、次頁の区分表を参考にいただき、詳しい取扱いについては、新富町役場税務課固定資

産係にお問合せください。

(3) 建築設備に関する償却資産と家屋の区分表

表中『家屋評価に含めるもの』に区分している設備であっても、屋外にあるもの、家屋から独立して設置されたもの又は家屋と所有者が異なるもの等で事業の用に供しているものについては、償却資産として申告の対象になります。

設備種類	設備の分類	償却資産の申告対象とするもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	変電設備	変圧器並びに附属する配管及び配線一式、工業用変送電設備、配電設備	
	屋内配線設備	工場内製造機械用コンセント	配管、配線、スイッチ、コンセント、分電盤
	電灯証明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、電光盤、外灯	白熱灯・蛍光灯、非常用照明器具
	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備一式(動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配管、配線等)	左記以外のもの
	予備電源設備(自家発電)	蓄電池、発電機及び附属品一式、充電器、配管、配線	
	太陽光発電設備	太陽光発電設備一式(右記以外のもの)	太陽光発電設備一式(屋根建材一体型)
	中央監視制御装置	装置一式(配管、配線を含む)	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線、端子盤
	インターホン設備		インターホン器具等
	音響呼出設備	アンプ	ベル、ブザー、配管、配線
	出退表示設備		表示器、操作盤、配管、配線、押しボタン
	窓口用特定用件表示設備		表示器、操作盤、配管、配線
	火災報知設備	屋外のもの	配管、配線、附属機器
	業務監視用TV設備	受像機(テレビ)、カメラ	配管、配線
	TV等共同視聴設備	受像機(テレビ)	親アンテナ、整合器、分岐器、分配器、配管、増幅器、ケーブル
	ラジオ設備	受信機、アンテナ	配管、配線
TV設備	受像機(テレビ)、アンテナ	配管、配線	
電気時計設備	親時計、モーターサイレン、外壁に取付けられた電光時計	子時計、端子盤、ベル、チャイム、配管、配線	

設備種類	設備の分類	償却資産の申告対象とするもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	電熱設備	電熱器、冷蔵庫、電子レンジ	配管、配線
	LAN設備	サーバー、ハブ、端末機、ケーブル、光ファイバーケーブル、配管	
ガス設備	ガス供給設備	屋外配管、生産事業用一式	屋内支管、排気管、カラン(業務用を除く)
給水設備	水源	井戸、屋外配管	
	揚水設備		ポンプ、揚水管
	給水設備	独立高架水槽、屋外配管、工業用給水配管	受水槽、貯水槽、ポンプ、止水栓、給水栓、圧縮機、圧力タンク、配管
給湯設備	局所給湯設備	独立煙突、瞬間湯沸かし器	バーナー、ボイラー、貯湯槽、配管
	中央給湯設備	独立煙突、独立煙道	ソーラー式集熱器及び貯湯槽、ボイラー、配管
衛生設備	衛生器具設備	独立煙突、事業用流し類、メデイシンキャビネット、温水洗浄便座	洗面器、手洗器、便器及び付属器、洗髪機。シャワー、窯、洗浄器、浴槽、水飲器
	便器洗浄装置		洗浄装置一式
	便槽設備		便槽装置、排気筒
	し尿浄化槽設備	し尿浄化槽装置一式(建物から離れて設置されているもの)	し尿浄化槽装置一式(建物と一体となっているもの)
排水設備	排水設備	屋外のもの、工業用排水配管	屋内排水管、ポンプ
	通気設備		通気管(ベント)
防災設備	消火設備	ホース及びノズル、手提式・車輪付消火器、ガスボンベ、屋外消火栓設備	消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、泡消火設備、ハロゲンガス消火設備、炭酸ガス消火設備
	避雷設備		避雷設備一式
換気設備		工業用送風装置	送風機、換気扇、排風機、ダクト

設備種類	設備の分類	償却資産の申告対象とするもの	家屋評価に含めるもの
空気調和設備		ルームエアコン、 IC工場等のクリーンルームの空調設備、 エアシャワー、 工場内熱処理用ボイラー設備	ダクト式エアコン、埋め込み式エアコン、ダクト設備、配管設備、冷凍機、ヒートポンプ、冷温水発生装置、冷却塔、温水ボイラー、蒸気ボイラー、温風炉、燃焼装置、給油装置、太陽熱利用放熱器、赤外線ヒーター、ファンコイルユニット、加温装置、減湿装置、エアーカーテン(家屋と一体となっている設備)
運搬設備		機械式駐車場設備、工業用ベルトコンベアー設備一式、天井クレーン設備一式、気送子、搬送個(病院のカルテ運搬用)	エレベーター、リフト、気送管設備、ダムウェーター、エスカレーター、メールシュート設備
塵芥処理設備		独立煙突、独立煙道、屋外の塵芥燃焼炉設備	ダストシュート、焼却炉
厨房設備		調理機器、食器洗浄器、製氷機、冷凍・冷蔵庫、温蔵庫	システムキッチン
洗浄器設備		洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機	
医療機器設備		医療用ガス設備、吸引設備、ポンペ、真空ポンプ、消毒設備、手術設備、X線設備	
その他設備	自動扉設備		自動扉設備
	管制設備		自動車管制設備
	清掃設備	移可動の清掃機器	窓拭用ゴンドラ (構造上、家屋と一体となっているもの) 中央式真空清掃設備
	非常通報設備		非常通報設備
	特殊設備	夜間金庫	銀行等の金庫室の扉

償却資産申告書の記入例

共有で資産をお持ちの場合は、連名で記入してください。「備考」欄に共有者の方の住所、氏名、持分割合を記入してください。

前年前までに取得したもの(イ)
 令和3年1月1日以前に取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。
 『令和3年度償却資産申告書』の取得価額「計(イ)-(ロ)+(ハ)」の欄の額と同じです。

前年中に減少したもの(ロ)
 令和3年1月2日から令和4年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。
 この欄の合計額は『種類別明細書(異動区分減少)』の取得価額の合計額と同じです。
 ※はじめて申告される方は、この欄を記載する必要はありません。

前年中に取得したもの(ハ)
 令和3年1月2日から令和4年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
 この欄の合計額は『種類別明細書(異動区分増加)』の取得価額の合計額と同じです。
 ※はじめて申告される方は、全資産をこの欄に記載してください。

受付印 宮崎県児湯郡 新富町長 殿		年	月	日	令和	年度	
							償
所有者	1 住所 又は 納税通知書送付先	(電話)					
	2 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	(屋号)					
資産の種類		取得					
		前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)	
		十億	百万	千	円	十億	百万
1	構築物						
2	機械及び装置						
3	船舶						
4	航空機						
5	車両及び運搬具						
6	工具、器具及び備品						
7	合計						
		※評価額 (ホ)					
		十億	百万				
1	構築物						
2	機械及び装置						
3	船舶						
4	航空機						
5	車両及び運搬具						
6	工具、器具及び備品						
7	合計						

種類別明細書の記入例

数量は単位を付けずに記入してください

454028 新富町

令和 4 年度 種類別明細書

資産の種類は、種類区分番号をご記入ください。

番号	種類区分	番号	種類区分
1	構 築 物	4	航 空 機
2	機 械 及 び 装 置	5	車 両 及 び 運 搬 具
3	船 船	6	工 具、器 具 及 び 備 品

住所	
氏名	

(資産の種類欄には、上記の区分番号を記入してください。)

<資産の名称等>

資産の名称、型式、能力などを「漢字」「カナ文字」、「算用数字」、「アルファベット」を使用し、30文字以内で具体的に記入してください。

名称、数量等は、同じ場合でも「同上」、「//」などと記入しないでください。

行 番 号	異動区分			※ 資 産 の 種 類	品目番号 (1点 No.)	資産コード	資産の名称 (漢字・カタカナ・数字・英字で記入 してください。30字以内)	数量	取得年月		
	減 少	修 正	増 加						年 号	年	月
01	1	2	3								
02	1	2	3								
03	1	2	3								
04	1	2	3								
05	1	2	3								
06	1	2	3								
07	1	2	3								
08	1	2	3								
09	1	2	3								
10	1	2	3								
11	1	2	3								
12	1	2	3								
13	1	2	3								
14	1	2	3								
15	1	2	3								
合 計											

加除訂正は赤ボールペンを使用してください。

※ 印欄は記入しないでください。

<取得年月>

年度は、「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」、「昭和」に取得したものは「3」となります。年月は、資産を取得した年月をご記入ください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

